

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年10月31日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年5月26日（金）午前11時30分頃、今宿小学校内において、教育部教育政策課所属の嘱託職員が、駐車中の相手方車両の周辺で窓枠にパッキンをはめ込む作業中に窓枠の上部が外れ、当該車両に接触し、破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥72,889-

2 専決処分の年月日

平成29年10月13日

(参 考)

事 故 状 況 図

